

司法修習生に対する給費制復活を求める決議

- 1 司法修習生に対する給費制は、2011年11月採用の新第65期司法修習生から廃止され、今年11月に採用となる新第68期で貸与制に切り替えられて4期目となる。
- 2 もともと給費制は、日本国憲法の下において三権分立の一翼を担い、以て国民の基本的人権の擁護を全うする役割を求められている司法を担う人材を育成するために、司法試験合格者にアルバイトを禁止して修習に専念する義務を課すとともに、こうした人材を国費で育成するためにもうけられたものである。自由法曹団はこれまで、司法を担う人材を育成するための制度の一環として設けられている給費制の意義を指摘し、これを受益者負担主義の発想で廃止することに強く反対し、給費制が廃止され貸与制に切り替えられて以降は、一貫して給費制の復活を求め続けてきた。
- 3 給費制の廃止は、法曹の増員をしつつ、その給源の多様化をはかること等をうたった司法制度改革の中の法曹養成制度改革の一環としておこなわれたものであるが、現実には、法曹志願者は旧司法試験制度の頃よりも大幅に減り、社会人や法学部以外の学部出身の法科大学院入学者の割合は2割前後にとどまっている。

また、給費制が廃止された下で修習を終えた新第65期から第67期からは、日々の生活費はもちろんのこと、充実した修習を送るために必要不可欠な書籍代や交通費、学習会の参加費に至るまで、切り詰めた生活を送らざるを得ないという弊害の現状が報告されている。貸与制を利用すると約300万円の負債を抱えることになり、奨学金とあわせて負債総額1000万円を超える者も珍しくない。このため経済不安から収入に繋がらないものの公益性の高い事件に取り組むことができないうという声もあがっている。そして、給費制廃止が修習生個人の権利を侵害するとともに、司法制度全体に悪影響を及ぼしているとして数百名にのぼる新第65期および新第66期の弁護士が給費制廃止違憲訴訟を提起する事態にまで至っている。

さらに、司法修習生のおかれた窮状に鑑み、2013年4月から5月に行われたパブリックコメントでは、給費制復活を求める声が圧倒的多数となり、同年11月から本年2月までの4か月で1427団体、個人687名から給費制復活を求める署名が寄せられた。本年4月と6月に開催された給費制復活を目指す院内集会では、いずれも数十名の国会議員、代理の秘書が参加し、「給費制がないと安心して修習が受けられず、十分な人材育成ができなくなる」など、給費制復活を支持する発言が相次いだ。

この現状を踏まえれば、司法修習生に対する給費制度は速やかに復活をすべきである。
- 4 自由法曹団は、国民の権利を擁護するために、司法を担う法曹の公共性、公益性を守り抜き、また、法曹を志す者が経済的事情から法曹になる道を断念せざるを得なくなることがないように、司法修習生に対する給費制の復活を求めて全力を挙げて奮闘する。

2014年10月20日

自由法曹団 福井・あわら総会